

第3章 焦点となった法案への対応

立憲主義と専守防衛を前提に現実主義を貫く

2 安保法制関連法案

安倍政権の安保法制の白紙化を求める

安倍政権が 2015 年に成立させた安全保障法制は、国家の根幹をなす立憲主義を揺るがすものであった。2016 年 2 月 19 日、民主党・維新の党統一会派は、他の野党と共同で、これをいったん白紙に戻す内容の平和安全法制整備法廃止法案、国際平和支援法廃止法案を提出した。

また、2 月 18 日にこれら法案の提出に先立ち、わが国を取り巻く諸情勢の変化や、安全保障環境の変容にも対応するため、民主党・維新の党統一会派は、領域警備法案、周辺事態法改正案、PKO 協力法改正案を、国会に提出した。

我が国の領域を守る「領域警備法案」

領域警備法案では、離島等わが国領域において武力攻撃に至らない事態、いわゆる「グレーゾーン事態」が生じたとき、①海上保安庁が行っている警備を補完する必要があるとき自衛隊が海上警備準備行動を行う、②警察機関の配置状況や本土からの距離等の事情によって不法行為への適切な対処に支障が生ずるおそれがある区域を領域警備区域として定めるとともに、区域内における不法行為発生の予防・対処のために領域警備行動を実施できる、③領域警備区域内において、治安出動や海上警備行動等に該当する事態が発生した場合に、個別の閣議決定を要せずにこれらの行動が下令できるようにすること等を定めた。

周辺事態法の支援内容を拡充・適正化

安倍政権の安保法制は、「周辺事態」を「重要影響事態」に改めることで、「周辺」の概念をなくし

た。これに対し、周辺事態法改正案は「周辺」の概念を堅持した。一方で、新たな安全保障環境に効果的に対応できるよう、①従来は日本領域内でしか認められていなかった補給、修理・整備、医療等の後方支援を公海上でも可能にする、②周辺事態が発生した場合に退避しようとする邦人等に対して、自衛隊による食事や医療の提供、生活物資の配布、船舶に対する給油・給水等の支援活動を可能にする、こと等を定めた。

PKO活動等における新たなニーズへの対応

PKO 活動においては、伝統的な停戦監視から長期的な平和構築活動へと活動の軸足が変化する中で、PKO 協力法制定時に想定されていた任務の範囲を超える新たなニーズが生じている。そのため、PKO 協力法改正案では、①元戦闘集団等の DDR (武装解除・動員解除・社会復帰) や、警察機関などの治安部門における SSR (治安部門改革) を行う、②紛争により混乱を生じた地域における立法・行政・司法・警察・矯正等事務について、助言・指導・監督等を可能にするため、「国際的な行政機関等支援活動」を創設する、③PKO 活動に従事する文民等からの緊急の要請を受けたとき、国連事務総長等の承諾に基づいて、これら文民の生命・身体の保護を自衛隊が実施する「文民等保護措置」を行う、こと等を定めた。

一度も審議せず安保法制の施行を強行

しかし、これらの議員立法は一度も審議されることがなかった。安倍政権は、3 月 29 日に安保法制の施行を強行した。